

# 淀川管内河川保全利用委員会

## 委員会ニュース

### 宇治川河川保全利用委員会

2024年12月発行

No. 96



天ヶ瀬公園（宇治市）（令和6年4月）

#### “川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？

野球やサッカーなどのグラウンド利用、散歩やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？川に入っの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

# 委員会開催報告

令和6年度 宇治川河川保全利用委員会を開催しました。  
開催日：令和6年10月22日(火)



委員会の様子



審議対象案件 位置図

## ■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。  
審議対象案件 一覧表

番号	名称	占有者	占有面積 (㎡)	主な施設	占用の位置	ランク	備考
20	宇治川公園	京都市	93,838.92	移動式トイレ、木柵、ベンチ、物品箱 等	堤外地	A	
21	天ヶ瀬公園・白川浜公園	宇治市	1,720.08	天ヶ瀬公園 フェンス、ベンチ、トイレ 等 白川浜公園 柵、石碑 等	堤内・堤外地	A	
26	かわきた自然運動公園	八幡市	22,685.39	事務所、便所、物置、ベンチ、ダストボックス、看板、バックネット 等	堤外地	A	

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。  
Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。  
Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

## ■ 現地視察

9:30~12:30 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 20 宇治川公園 (京都市)



No. 26 かわきた自然運動公園 (八幡市)

## 委員会開催報告

日 時：令和6年10月22日(火) 13時30分～15時00分

出席者

(敬称略)

場 所：上流域流域センター（京都市）

参加者数：委員4名、占用者6名、一般傍聴者4名

河川管理者3名、事務局2名

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	綾 史郎	大阪工業大学 名誉教授	委員長	出席
	福井 亘	京都府立大学大学院 教授	副委員長	出席
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		出席
	光田 重幸	元 同志社大学 准教授		出席
行政委員	京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長		欠席	
	京都府教育庁指導部 社会教育課 課長		欠席	

### ■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 令和6年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 令和6年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和6年度 審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他

### ■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

#### No. 21 天ヶ瀬公園・白川浜公園（宇治市）

- ・ 前回審議は3年前であり、その時と比べると釣り人の塩ビ管、ゴミなど撤去され、非常にきれいできれい管理されるようになっていく。
- ・ (白川浜公園) 樹木について少し下枝を伐採されたい。イロハモミジが死角になっているので、ご検討願いたい。
- ・ (白川浜公園) 上流側にベンチがないことで使いづらい印象を受ける。
- ・ (白川浜公園) 樹木が枯死してしまい支柱木だけ残っている場所が2箇所あったため撤去されたい。
- ・ (天ヶ瀬公園) 個人の方が作られたコンクリートブロックの階段は景観上問題がある。また鉄骨が出ており危ない状態になっている。外してしまったほうが無難と思われる。
- ・ (天ヶ瀬公園) 既設の階段については、ツラが高いため、半分ほど(40cm前後)の高さにして誰でも使えるような構造にするなど検討されたい。
- ・ (天ヶ瀬公園) イチョウの木が石垣の非常に近いところに生えている。数年以内という話ではないが、大きくなり石垣のほうに根が張り石垣が崩れたり、川側に倒れたりという危険性も今後考えられる。先端の剪定もしくは伐採も考えてよいのではないかと。
- ・ (白川浜公園) 占用物ではないが、モニュメント的なコンクリートの構造物があった。その経緯や由来について可能であれば把握されるとよい。教育委員会等に確認するとわかるかもしれない。
- ・ (白川浜公園) 川、道、公園と非常に良い環境の中に、オリエンテーリングのサインもあり、オリエンテーリングをする環境がきれいに管理されることで、映えるようになったと感じる。
- ・ カルテ資料の表記について、トイレは白川浜公園の施設として修正されたい。
- ・ 前回ランクCへ変更していいのではないかと話題がでていたが、今回管理状況は良くなっているため、双方含めてランクCとしてよいのではないかと。
- ・ 天ヶ瀬公園・白川浜公園はランクAからCへ変更し、占用期間を5年とする



## No. 20 宇治川公園（京都府）

- ・前回に比べて、用具入れが増えてしまっているのは大変問題である。市が把握するのが大事であるため許可制にしたほうがよいのではないかと。一度伝えた上でのルール違反が見られた場合は撤去するくらい厳しく対応していかないといけないのではないかと。
- ・ビニールシートの放置も増えてきているように感じる。住宅地へ飛んで電線にでも引っかかったら非常に危ない。利用者にはそこまで考えて行動していただかないといけない。
- ・センダンの木に並べられたトンボについても、同様に一度伝えた上での現状であれば、一旦用具は全て撤去しますと伝える強い姿勢でもいいのではないかと。
- ・利用者には、グラウンドだけでなく周囲の美観についても意識することを伝えていただきたい。
- ・すべてのグラウンドがかなりきれいに利用者により整備されているのだろうという印象を受けた。用具箱は多いと感じたが、利用者にとってはきれいに管理するために必要な用具という認識があるかもしれない。
- ・グラウンドの周辺はメリケントキンソウが減少しているよう見え、良い傾向と思われる。
- ・水路を維持するための土留めと思われる柵について、朽ちてしまっているところがあり、人の通行の多い箇所であるから、柵が必要なのであれば改修したほうが良いし、意図がないのであれば撤去したほうが良いと思われる。柵を撤去する場合は、溝への注意看板を設ける、コンクリートで再整備する場合は新たに占用許可の申請をする、その他に再度掘り返すなどの方法も考えられる。その点も含め今後どうしていくか検討されたい。
- ・京都市では緑の基本計画を策定しているはずである。外来種対策、生物多様性の保全については連携し、当会議での内容を盛り込んでもらえるといい。環境学習ともリンクできるはずであるためうまく活用されたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする



## No. 26 かわきた自然運動公園（八幡市）

- ・前回審議時の意見に対してしっかり対応していただいている。
- ・野球グラウンドのフェンス裏にドラム缶などのゴミ捨て場のようになっている場所があったが、占用者としてその経緯について把握され、今後その対応について検討されたい。
- ・メリケントキンソウについて、簡単に減るものではないが、啓発看板を立てるなどして、利用者の種子が靴の裏にくっつき広がらないように、具体的な対応策を周知していったほうがよいのではないかと。
- ・グラウンド周囲の樹木について、運動する利用者にとっては日陰となる必要なものではあると思われるが枯死しているものや落枝しそうなものがあるため安全面から取り除いていただきたい。
- ・注意喚起の看板について適切な位置に適切なアナウンスをできるよう効果的な配置を意識されたい（例えば、カミツキガメの看板の設置場所等）。
- ・野球グラウンドのフェンス裏のドラム缶が放置されていた箇所の周辺で、土砂流出し削れている部分について、子供たちがボールを追いかけて走ってくることも十分考えられ、危険度は高いと思われる。おそらくグラウンド整備のために客土して固めた土の流出と考えられことから、占用者としても浸食箇所の対策等について考える必要があるのではないかと。河川管理者とも協議していただきたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする。



## 淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会  
委員会ニュース

宇治川河川保全利用委員会  
2024年12月発行  
No. 96

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 占用調整課  
〒573-1191  
大阪府枚方市新町2丁目2番10号  
TEL 072-843-2861  
FAX 072-841-3443

ご意見受付

